

(案)

資料 2-1

区域計画の変更の認定申請書

令和 5 年 6 月 19 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 5 年 3 月 24 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「課税の特例措置活用事業」に 2 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 2-1 別紙

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

令和 5 年 6 月 19 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (20) 略

(21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

①～⑤ 略

⑥ 虎ノ門・麻布台地区インターナショナルスクール施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

国際的な経済活動の拠点の形成に資する、外国人材の滞在における生活環境面で必要な子女の教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目

c) 当該事業の実施期間

令和元年 12 月着工、令和 5 年 6 月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

外国人向けのインターナショナルスクール施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 1 号ロ (5)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による外国人材が我が国に滞在するにあたり生活環境面で必要な子女向けの教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設の整備を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 森ビル株式会社 (東京都港区)

日本郵便株式会社 (東京都千代田区)

⑦ 虎ノ門一丁目・二丁目地区複合MICE施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する、経済波及効果が高い大規模な国際会議等のMICEを誘致するため、ユニークベニューとしての特性を有する多様なニーズに対応する複合MICE施設（集会施設、宿泊施設）を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区虎ノ門一丁目、二丁目

c) 当該事業の実施期間

令和2年5月着工、令和5年7月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合MICE施設（集会施設、宿泊施設）

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号ロ（2）

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による複合MICE施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が激化する世界のMICE市場における誘致に関する国際競争力を強化し、MICE開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 森ビル株式会社（東京都港区）

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ <u>虎ノ門・麻布台地区インターナショナルスクール施設整備事業</u> <u>ア) 活用しようとする課税の特例措置</u> i) 特別償却・投資税額控除 <u>イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容</u> a) <u>当該事業の概要</u> <u>国際的な経済活動の拠点の形成に資する、外国人材の滞在における生活環境面で必要な子女の教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設を整備する。</u> b) <u>当該事業が行われる区域</u> <u>東京都港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目</u> c) <u>当該事業の実施期間</u> <u>令和元年12月着工、令和5年6月竣工</u> d) <u>当該事業により取得等される設備等の概要</u> <u>外国人向けのインターナショナルスクール施設</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 名称：課税の特例措置活用事業 内容：設備投資に係る課税の特例 (国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>【加える。】</p>

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号ロ(5)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による外国人材が我が国に滞在するにあたり生活環境面で必要な子女向けの教育ニーズに対応したインターナショナルスクール向け施設の整備を支援することは、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 森ビル株式会社(東京都港区)

日本郵便株式会社(東京都千代田区)

⑦ 虎ノ門一丁目・二丁目地区複合MICE施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する、経済波及効果が高い大規模な国際会議等のMICEを誘致するため、ユニークベニューとしての特性を有する多様なニーズに対応する複合MICE施設(集会施設、宿泊施設)を整備する。

b) 当該事業が行われる区域

東京都港区虎ノ門一丁目、二丁目

c) 当該事業の実施期間

令和2年5月着工、令和5年7月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合MICE施設(集会施設、宿泊施設)

【加える。】

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号ロ(2)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による複合MICE施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が激化する世界のMICE市場における誘致に関する国際競争力を強化し、MICE開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 森ビル株式会社(東京都港区)